平成２４年（フ）第５１２５号
神奈川県相模原市南区西大沼１丁目６―18―101
債務者　伊東　美智
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１２９号
千葉県千葉市緑区あすみが丘４丁目７―８ワコーハイツＢ―101
債務者　御園由紀子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１４４号
東京都豊島区上池袋４丁目13―２―101
債務者　板倉　　正（旧姓西島）
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１４７号
千葉県市川市富浜２丁目４―17
債務者　若松　茂樹
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１４８号
東京都江戸川区船堀２丁目８―７―202
債務者　菅沼　敏春
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１５６号
埼玉県川口市南町２丁目５―14―405
債務者　坂井　英男
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１５８号
東京都江戸川区東篠崎１丁目６―２―501
債務者　佐々木秀一
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１６１号
東京都世田谷区池尻２丁目28―３―201
債務者　田渕　裕士
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１７号
横浜市緑区霧が丘５丁目27番地　霧が丘グリーンタウン２棟501号
債務者　和田　晃子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６４５号
神奈川県藤沢市辻堂新町３丁目９番19号ファミリア湘南藤沢103
債務者　常永　　愛
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１３号
横浜市戸塚区名瀬町174番地34
債務者　西島　典子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８３５号
横浜市南区南太田１丁目８番16号
債務者　八木　和子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３０号
東京都八王子市中野上町１丁目34番12号諸星ビル203号
債務者　川平喜久美
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５０６８号
東京都足立区谷中１丁目28―１―303
債務者　山本　恭代
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０６９号
千葉県船橋市金杉５丁目16―20―101
債務者　湯浅　義明
1　決定年月日時　平成24年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５１１１号
東京都武蔵野市境５丁目20―18
債務者　岡村美知子
1　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部